

(別紙)

(令和4年4月7日時点)

## 令和4年度新学期開始に伴う新型コロナウイルス感染症対策 ご家庭での対応について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（通知）」をご確認いただき、以下の対応について、ご家庭でのご協力をお願いします。

1. ご家庭においても不要不急の外出の自粛
2. 同居家族への健康観察の徹底
3. 同居家族が濃厚接触者となった場合、PCR検査の結果待ちである場合は登校を控える
4. 不織布マスク着用の奨励

### 【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】 ※県立学校に準じた対応

以下の対応は、「発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例がある」ことから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置となります。

- (1) 発熱等の風邪症状で学校を休むまたは早退した場合、かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。
- (2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従って下さい。
- (3) 受診できなかった場合の対応について
  - ・原則として医療機関の受診を行います。受診できなかった理由などを学校へ連絡して下さい。
  - ・再登校に際しては、「解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること」を厳守して下さい。

※上記(1)～(3)の期間は、「出席停止」となります。

※上記の対応は、令和4年4月7日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

＜本件のお問い合わせ＞  
那覇市教育委員会 学校教育課  
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522